

ときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）受入及び
地域活性化起業人派遣企業推薦事業者 募集要領

令和7年5月28日

（目的）

第1条 ときがわ町（以下「町」という。）では、人口減少・少子高齢化が進行するなか、国をはじめとした行政機関や民間企業等とデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進し、地域の活性化及び地域産業の振興を図る必要がある。

そこで、ときがわ町地域おこし協力隊実施要綱に基づき、3大都市圏をはじめとする都市地域等から人材の誘致、定住のための支援、地域協力活動の調整及び支援に関し、町と業務委託契約を締結し、事業者等雇用型の地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を受け入れ事業を推進する事業者（以下「隊員受入事業者」という。）を募集する。

また、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に基づき、三大都市圏内にある企業と町との間で、社員の派遣と町の指定する業務への従事に関する協定を締結し、企業派遣型地域活性化起業人（以下「起業人」という。）として、当該企業で培われたノウハウやネットワークを生かし、町の活力に繋がるDXを推進できる企業及び人材の推薦を併せて依頼する。

町では隊員受入事業者及び起業人を活用し、デジタル人材の育成や庁内及び町内事業所等のDXを推進することを目的とする。

（事業概要）

第2条 事業概要については、次のとおりとする。

（1）内容

別紙「ITの町医者デジタルラボ推進事業概要」を参照

（2）業務委託等の期間

- ・隊員受入事業者との業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、次年度以降については、契約期間中の活動実績に基づき再委託できるものとし、令和8年度以降については予算の成立を条件とする。

- ・起業人派遣企業との協定による派遣期間

協定締結日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、協定期間中の活動実績に基づき通算3年を限度に再協定できるものとし、令和8年度以降については予算の成立を条件とする。

（隊員受入事業者応募要件）

第3条 隊員受入事業者の応募に当たり、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

- （1）地方創生及び地域活性化事業に対する活動実績がある事業者であること。
- （2）町外の事業者と町が業務委託契約を締結する場合、町内へ活動拠点を設け、必要に応じて法人登記を行うこと。
- （3）個人事業主及び任意団体ではないこと。
- （4）隊員は既存事業の運営をするための補充人材ではなく、取組に挑戦するため必要な人材として従事させること。
- （5）隊員の活動内容、研修内容に関して責任を持ち、町内での日々の生活を含めサポートする担当者を配置し、その担当者は町からの問い合わせに迅速に対応すること。

- (6) 隊員受入事業者の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う隊員受入事業者でないこと。
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている隊員受入事業者でないこと。
- (9) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している隊員受入事業者でないこと。

（起業人派遣企業及び人材の推薦要件）

第 4 条 推薦に当たっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 対象企業及び人材
 - ・三大都市圏に所在する企業等
 - ・三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等
 - ・三大都市圏に所在する企業等の社員
 - ・三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等の社員
 - ・フリーランス人材でないこと。
 - ・地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- (2) 勤務等
 - ・町における勤務日数（現地勤務）が月の半分以上
 - ・派遣する企業の身分を有したままの在籍派遣
 - ・給与等の支給、社会保険等、年次休暇の付与等は派遣する企業の規程による。
 - ・オンライン業務は可とする。
- (3) 協定等
 - ・派遣する企業と町で協定を締結
- (4) 知見等
 - 以下にかかる知見や経験等を有していることが望ましい。
 - ・行政や民間企業のデータ分析、業務改善に関すること。
 - ・情報システム構築に関するグループマネジメント
 - ・最新のデジタル技術や生成 AI に関すること。
- (5) 隊員受入事業者は、地域活性化事業に対し活動実績のある起業人を 1 名以上推薦すること。
- (6) 隊員受入事業者は推薦した起業人とともに、「ときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）の公募型プロポーザル実施要領」による選定を良しとすること。

（費用負担等）

第 5 条 費用負担等については、次のとおりとする。

- (1) 隊員受入事業者
 - 隊員に係る経費については、隊員受入事業者と町が業務委託契約を締結し、委託料として町から隊員受入事業者を支払う。算出根拠は下記のとおりである。
 - ・隊員報償費：1 人当たり 350 万円×（雇用月額／12）
 - ・隊員活動費：1 人当たり 200 万円×（雇用月額／12）
 - ・隊員募集経費：350 万円

- ・ 隊員サポート経費：200 万円
 ※隊員の雇用人数は5人を上限とする。
 ※委託料の支払いについては概算払いとし、詳細は業務委託契約書によるものとする。
 ※上記経費を超えた場合は隊員受入事業者の負担となる。

(2) 起業人

起業人に係る経費については、町から起業人に支払い、算出根拠は下記のとおりである。

- ・ 派遣期間中の社員の給与等に係る経費は、年間 590 万円が上限となる。
- ・ 月額想定：給与等に係る経費 49.1 万円
 ※年度途中から開始となる場合は、月割り計算とする。

(隊員受入事業者募集及び起業人派遣企業及び人材の推薦期間)

第6条 隊員受入事業者募集及び起業人派遣企業及び人材の推薦期間については、次のとおりとする。

令和7年6月27日(金)まで

(申込手続)

第7条 申込に必要な書類については、次のとおりとする。

(1) 隊員受入事業者

- ・ 隊員受入事業者申込書（別記様式第1号）
- ・ 応募要件に係る宣誓書（別記様式第2号）
- ・ 活動支援事業等提案書（別記様式第3号）
- ・ 事業計画書 ※任意様式とし、下記の事項を含めて作成すること。

※電子メールにより提出をすること。

	記載を求める事項	補足説明
(1)	業務体制	具体的な業務実施体制や配置予定者の氏名・年齢・所属・資格・過去5年間の業務経験を記載すること。
(2)	業務工程等	業務実施の具体的な手順、活動内容等、各工程のスケジュールがわかるように記載すること。
(3)	業務実施に必要とされる資料	業務を実施していく上で、必要と思われる資料を列挙すること。
(4)	その他	自社が持つ知識や創造性などから、本業務に有益となる内容について記載すること。

- ・ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ・ 隊員の労働条件を記載した書類

(2) 起業人推薦

- ・ 起業人派遣企業及び起業人推薦書（別記様式第4号）
- ・ 起業人派遣企業の概要が分かる書類（任意様式）
- ・ 起業人として派遣される社員の職務経歴書（任意様式）

注）職務経歴書には、次の事項を記載すること。

①氏名、②資格・免許、③職務経歴（企業名・部署名・業務内容・期間）

(選考方法)

第8条 選考方法については、次のとおりとする。

- (1) 書類選考及びプレゼンテーション審査を実施する。
- (2) 起業人の面接については、プレゼンテーション審査と同日に実施する。
- (3) プレゼンテーション審査等の日時、選考結果は電子メールとする。

(事業者等雇用型の仕組み)

第9条 事業者等雇用型の仕組みについては、次のとおりとする。

- (1) 隊員受入事業者・起業人・隊員・町の関係
 - ・隊員受入事業者と町は、業務委託契約を締結。
 - ・起業人の派遣企業と町は、協定を締結。
 - ・隊員受入事業者と隊員は、雇用契約を締結。
 - ・隊員は、町長が委嘱。
- (2) 隊員受入事業者・起業人・隊員・町の役割
 - (ア) 隊員受入事業者
 - ・隊員の募集、雇用（上限5名）、労務管理をすること。
 - ・隊員の町内での活動及び生活を支援すること。
 - ・起業人、隊員を統括し、「ITの町医者デジタルラボ推進事業概要」に基づき、庁内及び町内事業所等のDXを推進する。
 - (イ) 起業人
 - ・隊員を統括し、「ITの町医者デジタルラボ推進事業概要」に基づき、庁内及び町内事業所等のDXを推進する。
 - (ウ) 隊員
 - ・「ITの町医者デジタルラボ推進事業概要」に基づき、庁内及び町内事業所等のDXを推進する。
 - (エ) 町
 - ・「ときがわ町DX推進方針」及び「ITの町医者デジタルラボ推進事業概要」に基づき、隊員受入事業者、起業人、隊員を統括し、事業を推進する。

(その他)

第10条 本要領に定めのない事項については、次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は返却を行わない。
- (2) 提出書類は、本事業等の目的用途以外に使用しない。
- (3) 提案書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

(提出先・問い合わせ先)

ときがわ町役場 政策財政課 政策担当

〒355-0395

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2490 番地

TEL : 0493-65-0404

FAX : 0493-65-3631

Mail : joho@town.tokigawa.lg.jp